

りそな銀行アジアニュース

2014年12月19日 りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「外貨建て対外貸付に関する規定について」

従来の外貨管理の規制変更により、中国国外の親会社や資本関係のある企業に対し、中国現地法人から外 貨建て貸付を行うことが可能となりました。内容は以下となります。

◆ 外貨建て対外貸付の概要

▼ / 「京任 これ/「京日 ジ 隣女	
貸付対象	・全額出資または資本参加の子会社 ・外商投資企業の国外親会社 ・国外の資本関係のある企業
貸付限度額	・純資産の30%以内 ※30%を超える場合は別途審理となる。 ※中国(上海)自由貿易試験区内の企業は純資産の50%以内。
貸付金利	妥当なレートを用いて、個別に設定可能。
貸付期間	実際のニーズに基づき外貨管理局へ申請可能。
主な手続	(1) 所在地の外貨管理局での対外貸付額の登録申請書(当事者それぞれの基本情報、貸付内容などを記載)、貸付協議書(金額、利率、期間、返済方法などを記載)、貸付人の財務監査報告(直近分)などの提出が必要。(2)銀行での対外貸付専用口座の開設(3)すべての対外貸付取引は専用口座を通じて送金、回収する。

- ◆ 外貨建て対外貸付の関連規定
- 「国内企業による対外貸付に関する外貨管理に関連する問題の通知」 2009年6月9日 国家外貨管理局公布 匯発[2009]24号 対外貸付の定義を明確化
- ・「直接投資に係る外貨管理政策の更なる改善および調整に関する通知」 2012年11月21日 国家外貨管理局公布 (匯発[2012]59号) 対外貸付の条件を緩和
- ・「資本項目外貨管理政策の更なる改善と調整に関する通知」 2014年1月24日 国家外貨管理局公布 (匯発[2014]2号) 対外貸付の主体の制限を緩和

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された 内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に 関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載